

令和元年度第 1 回成田市福祉有償運送運営協議会概要

1 開催日時

令和 2 年 2 月 4 日（火） 午後 3 時から午後 4 時 10 分まで

2 開催場所

成田市花崎町 7 6 0 番地
成田市役所 3 階 第二応接室

3 出席者

（委員） 11 人

城間会長（市長が必要と認める者）、鶴澤副会長・篠崎委員（公共交通機関の代表）、山本委員・山田委員（福祉団体の代表）、飯塚委員（代理：横川氏）（千葉運輸支局長が指名する職員）、青木委員（市長が必要と認める者）、久能委員・椿委員・平山委員・平岡委員（市長が指名する職員）

（協議依頼者）

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

社会福祉法人 大成会

社会福祉法人 生活クラブ

（事務局）

福祉部長，社会福祉課長，主幹，主任主事及び主事

4 議題

（1）事業者の協議依頼（更新）について

社会福祉法人 成田市社会福祉協議会

社会福祉法人 大成会

社会福祉法人 生活クラブ

（2）ドライバーの年齢制限引き上げについて

（3）その他

5 議事（要旨）

平成 28 年度に開催した協議会において，協議が調った 3 事業者の更新に関する協議依頼に加え，ドライバーの年齢制限の引き上げについての協議依頼があった。初めに，更新に関する協議依頼について，各事業者よりこれまでの事業内容や料金，今後の実施体制等について，説明をいただいた。

次に，1 事業者よりドライバーの年齢制限の引き上げについて説明をいただいた。

その後，2 つの議題について協議を行った。協議の内容は次のとおり。

(1) 事業者の協議依頼（更新）について

(委員)

事業者Aに伺います。会員数が年度を跨ぐと、一気に減少していますが、何か理由がありますか。

(事業者A)

4月に年会費をいただくことで、改めて登録する流れになっています。そのため、1ヶ月登録が遅れる方等がいます。

(委員)

年度末で退会される方もいますか。

(事業者A)

いらっしゃいます。会員数についてですが、事業を開始した平成18年4月の登録者数は120名でした。最多が平成25年1月238名で、その後、200名前後で推移しています。令和2年1月末は180名となっています。

(委員)

出発前、運転手に対してアルコール検知器による検査を行っていますか。

(事業者C)

実施していません。出発前に免許証の所持、服薬状況、体調の確認をしています。

(事業者B)

実施しており、記録も残しています。簡易検査キットを使用しています。これまで陽性になった者はありません。

(事業者A)

平成30年6月から実施しており、毎朝、乗車前に検査を行っています。結果は日報の裏に貼り付けています。

(委員)

2点伺います。1点は、この事業を必要としている方（障がいをお持ちの方、介護認定を受けている方など）で、この事業をまだ知らない方もいると思います。そういった方々に事業の周知を行い、会員を獲得していくことも必要なことだと思います。運転手不足という話もありますが、そのあたりについて考えている対応があれば教えてください

い。

もう1点は、事業実施に当たって、介護事業所との連携も大事になってきます。また、個々の会員のニーズに応じた質の高いサービスを安全に提供することを考えたときには、利用者ひとりひとりの属性の分析を行っていくことも必要だと考えます。そのような対応を取られているのか、伺います。

(事業者C)

運転手に関して、現在10名の登録ですが、さらに増やしていこうと考えています。講習会等を職員に案内しています。

利用者のニーズに応じた対応については、弊社の強みです。日ごろ対応しているヘルパーが同行しているので、どのような身体状況なのか、どのような点に注意しなければいけないのか等は把握しています。担当職員が変更となる際は、職員が同行し、引継ぎを行っています。

(事業者B)

周知について、移送支援を利用している方は、同法人の他の事業所を利用している、主に知的障がいをお持ちの方のため、一般に向けた周知等は行っていません。

ひとりひとりの特性を把握することについて、運転は利用者を支援している職員にお願いしています。そのため、運転手の登録者数が増えています。移送専属の職員は2名で、それ以外は同法人の各事業所の職員が兼務しています。移送の利用者が普段利用している各事業所の職員が移送するように調整しています。

(事業者A)

周知について、行政機関や地域包括支援センター、介護事業所等にチラシを置いています。介護保険の認定を受けている利用者が多くを占めています。地域包括支援センターや介護サービスの事業所からの利用申請が主になります。申請後、担当者が申請者の自宅を訪問し、身体状況や家庭状況が、どの程度弊社の条件と合致しているか確認したうえでご利用いただいています。

利用者の特性については、申請後の訪問段階で把握しています。また、利用いただいた後も、ドライバーミーティングで、各運転手から利用者の状況を確認しています。毎回、同じ運転手が担当するわけではないので、各利用者の特性についても、運転手間で情報共有しながら対応しています。

(2) ドライバーの年齢制限引き上げについて

(委員)

参考までに弊社の状況をご紹介します。弊社の定年は65歳となっています。しかし、

ご承知のとおり、旅客・貨物ともに運転手の人数が非常に少なくなっています。そうしたことから、75歳まで再雇用を行っているところです。70歳までは、会社の健康診断等で「就労可」となれば、再雇用しています。70歳以上については、診断書を提出させ、半年更新という形で75歳まで契約を更新しています。運転手の登録者数は、ここ数年で相当減少しています。

我々の業界としても、運転手確保が難しいため、当初は70歳までの再雇用を予定していましたが、現在は、本人の健康状態、技量等を確認しながら、75歳まで再雇用している状況です。

(委員)

事業者Aに伺います。今年度起きた交通事故2件について、当事者は65歳を迎える方でしょうか。

(事業者A)

違います。別の方です。

(委員)

運転手の年齢制限を緩和することで、交通事故のリスクが高まることを懸念しています。今年度発生した事故を受けて、何か対策を講じましたか。

(事業者A)

再発防止にかぎりませんが、安全運転管理者として、毎年6月に安全運転管理講習に参加しています。そのなかで指導いただいた安全管理等を、ドライバーミーティングの際に共有しています。県警のHPや成田署のHPを参考に、市内の事故現場や要注意箇所も含め、運転手に対して安全教育の徹底に務めているところです。

(委員)

年齢条件を緩和するというのであれば、事故防止により一層取り組んでいただきたいと考えます。

(委員)

話がそれてしまいますが、移送時に事故が起きた場合や利用者の体調が急変した場合、搬送できる病院や提携している病院はありますか。また、医療従事者はいますか。

(事業者C)

提携している医療機関はありません。利用者のかかりつけの医療機関は把握していますので、そのような事態になった場合、すぐに事業所に連絡し、救急の対応等含めて対

応を協議したうえで、迅速に対応することになります。現在までにそういった事例はありません。

(事業者B)

事業所として提携している医療機関はありません。利用者のかかりつけの医療機関は把握しています。例えば、利用者さんが癲癇発作を起こした場合、利用者の親御さんに連絡したうえで、かかりつけの医療機関に搬送する体制です。

(事業者A)

弊社も提携医療機関はありません。事前申請の段階で主治医や緊急連絡先を伺っています。事故の場合は、救急対応になるかと思われま

— その他意見・質問等はなし —

(議長)

それではお伺いいたします。

すべての事業者の更新について承認するというところでよろしいでしょうか。

(委員)

— (異議なし) —

(議長)

異議がないものと認め、申請のとおり協議が整ったものとします。

事業者の方々には、本日出された指摘事項等を遵守していただくよう、よろしくお願

つぎに、ドライバーの年齢制限引き上げについてお諮りします。

ドライバーの年齢制限引き上げについて、70歳まで引き上げるということでよろしい

(委員)

— (異議なし) —

(議長)

異議がないものと認め、ドライバーの年齢制限引き上げについて、70歳まで引き

それでは、「(3) その他」といたしまして、委員の皆様から何かご意見・ご質問等
はございますか。

(事業者)

今後、料金を改定したい場合は、どのような手続きを取ればよろしいですか。

(事務局)

再度、運営協議会を開く必要があります。事前に事務局までご相談いただければと
思います。

(議長)

各事業者に対しては、後日「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」
を交付します。これで本日の議事はすべて終了しました。ご協力ありがとうございました。進行を事務局へお返しします。

以上の協議を受け、今回の議題である、

(1) 事業者の協議依頼（更新）について

協議が調ったものとし、すべての事業者の更新について承認することとなる。

(2) ドライバーの年齢制限引き上げについて

70歳まで引き上げることとなる。

6 傍聴

傍聴者なし

7 次回開催日時（予定）

令和2年度中に1度開催予定